

建築物における木材の利用の促進に関する方針

平成 24 年 3 月 30 日

今治市

この方針は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号。以下「法」という。）第 10 条第 1 項の規定に基づき、木材利用促進本部が定める「建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」（令和 3 年 10 月 1 日木材利用促進本部決定。以下「国基本方針」という。）及び法第 11 条第 1 項の規定に基づき愛媛県が定める「建築物における木材の利用の促進に関する方針」（平成 23 年 3 月 25 日付け 22 林第 916 号。以下「県方針」という。）に即して法第 12 条第 1 項の規定に基づいて今治市の区域内の「建築物における木材の利用の促進に関する方針」（以下「市方針」という。）を定めるものである。

第 1 今治市の区域内の建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

1 木材の利用の促進の意義

森林は、国土の保全、水源かん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面的な機能の発揮を通じて市民生活及び経済の安定に重要な役割を担っており、森林の適正な整備及び保全を図ることにより、森林の有する多面的機能が、持続的に発揮されることが極めて重要である。

木材の利用促進は、森林の適正な整備に繋がり、森林の有する多面的な機能の持続的な発揮や山村をはじめとする地域経済の活性化にも資するものである。

また、木材は、断熱性、調湿性等に優れ、紫外線を吸収する効果や衝撃を緩和する効果が高いなどの性質を有するほか、製造時のエネルギー消費が小さく、長期間にわたって炭素を貯蔵できる資材である。さらに、木材は再生可能な資源であり、エネルギー源として燃やしても大気中の二酸化炭素の濃度に影響を与えない「カーボンニュートラル」な特性を有している。加えて、近年、新たな木質部材に関する技術開発の進展も見られ、建築物における木材の利用についても、新たな可能性が拡がりつつある。

このため、木材の利用を推進することにより、健康で温もりのある快適な生活空間の形成や、二酸化炭素の排出抑制、建築物等における炭素固定量の拡大などを通じて、地球温暖化の防止や循環型社会の形成に貢献することが期待される。

こうした中、平成 22 年に公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律が制定されて、公共建築物において木造化や内装等の木質化が進められてきた。

近年は、強度等に優れた建築用木材である C L T（直交集成板）や木質耐火部材等に関する技術開発や実用化、木造建築構法や防耐火性能等の技術革新がなされるとともに、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に基づく建築基準の合理化等により、中高層建築物の木造化や木材が見える「あらわし」での木材の利用がしやすくなるなど、建築物において木材を利用できる環境が整いつつあり、民間建築物においても先導的な取組として中高層木造建築物等が建築されるようになってきている。

このような状況から、公共建築物のみならず、これまで木材の利用が低位であった非住宅の建築物や中高層建築物を含め建築物全体における木材の利用を促進していくこ

とは、炭素の貯蔵を通じた脱炭素社会の実現、都市等における快適な生活空間の形成、地域経済の活性化等に大きく貢献することが期待される。

2 木材の利用の促進の基本的方向

(1) 木材の利用の促進に向けた各主体の取組

① 市による取組

市は、法第5条に規定する地方公共団体の責務を踏まえ、区域内の公共建築物への木材の利用の促進はもとより、非住宅の建築物や中高層建築物を含めた建築物への木材の利用の促進に向け、地域の実情を踏まえた効果的な施策の推進に積極的な役割を果たすことが求められる。

このため、市は、積極的に市方針に基づき、その整備する公共建築物への木材の利用の促進に取り組むほか、民間建築物についても木材の利用が促進されるよう、県の施策に準じて、木造建築物の普及、木材の利用に関する技術的情報の提供、木造建築物の設計及び施工に関する知識及び技能を有する人材の育成等に取り組むものとする。

② 事業者による取組

建築物を整備する事業者、林業従事者、木材製造業者その他の関係者は、国基本方針、県方針及び市方針を踏まえ、法第6条の規定に基づき、その事業活動に関して、木材の利用の促進に自ら努めるとともに、国、県及び市が実施する木材の利用の促進に関する施策に協力しつつ、建築物への木材の利用の促進に協力するよう努めるものとする。

③ 市民による取組

市民は、法第7条の規定を踏まえ、木材の利用の促進に自ら努めるとともに、国、県及び市が実施する木材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(2) 関係者相互の連携及び協力

国、県、市、建築物を整備する事業者等、林業従事者、木材製造業者その他の関係者は、(1)の各主体の取組の実施に当たり、国基本方針、県方針及び市方針に基づき、法第8条の規定を踏まえ、適切な役割分担の下、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

第2 建築物への木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

1 住宅への木材の利用の促進

市は、法第14条にのっとり、木材を利用した住宅の建築等を促進するため、住宅を建築する者に対し、住宅の設計に関する情報の提供や建築の担い手の育成等に努めるものとする。

2 建築物木材利用促進協定制度の活用

(1) 建築物木材利用促進協定の周知

市は、法第15条に定める建築物木材利用促進協定制度について、同制度の活用により、建築物への木材利用の取組が進展するよう、建築主となる事業者等に対する同制度の周知に努めるものとする。

(2) 建築物木材利用促進協定の締結の判断基準

市は、事業者等から建築物木材利用促進協定の締結の申出があった場合、法の目的や基本理念、国基本方針、県方針及び市方針に照らして適当なものであるかを確認し、締結の応否に係る判断を行うものとする。

(3) 建築物木材利用促進協定による木材利用の促進

市が建築物木材利用促進協定を締結した場合には、協定の内容等をホームページ等で公表し、協定に定められた取組方針に即した取組を促進するため、協定締結者に対し、活用できる支援制度や木材利用に係る技術的な情報提供を行うとともに、取組内容について情報発信するものとする。

3 公共建築物への木材の利用の促進

(1) 木材の利用を促進すべき公共建築物

法に基づき木材の利用を促進すべき公共建築物は、市内に整備される法第2条第2項各号及び法施行令（平成22年政令第203号）第1条各号に掲げる建築物であり、具体的には、以下のような建築物が含まれる。

①市が整備する公共の用又は公用に供する建築物

広く市民一般の利用に供される学校、社会福祉施設（老人ホーム、保育所等）、病院・診療所、運動施設（体育館、水泳場等）、社会教育施設（図書館、公民館等）、公営住宅等の建築物のほか、市の事務・事業又は職員の住居の用に供される庁舎、公務員宿舍等が含まれる。

②市以外の者が整備する①に準ずる建築物

市以外の者が整備する建築物であって、当該建築物を活用して実施される事業が、広く市民に利用され、市民の文化・福祉の向上に資するなど公共性が高いと認められる建築物等が含まれる。

(2) 公共建築物における木材の利用の促進のための施策の具体的方向

公共建築物における木材の利用の促進に当たっては、建築材料としての木材の利用はもとより、建築材料以外の各種製品の原材料としての木材の利用も併せてその促進を図るものとする。

具体的には、建築材料としての木材の利用の促進の観点からは、特に（3）の積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当するものについて木造化を促進するとともに、木造化が困難と判断される建築物においては、内装等の木質化に努めるものとする。また、建築物における木材の需要の拡大のため、CLT（直交集成板）や木質耐火部材等の新たな木質部材の活用にも努めるものとする。

さらに、建築材料以外の木材の利用の促進の観点からは、公共建築物において使用される机、椅子、書棚等の備品及び紙類、文具類等の消耗品について、木材をその原材料として使用したものの利用の促進を図る。

(3) 積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲

公共建築物の整備においては、（1）の木材の利用を促進すべき公共建築物のうち、

建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物又は準耐火建築物とすることが求められていない、低層でかつ延べ床面積がおおむね 1,000 平方メートル以下の公共建築物において、既存建物とのバランスを考慮しつつ木造化を推進するものとする。

この場合、木造と非木造の混構造とすることが、純木造とする場合に比較して耐火性能や構造強度の確保、建築設計の自由度等の観点から有利な場合もあることから、その採用も積極的に検討しつつ木造化を推進するものとする。

ただし、災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設、危険物を貯蔵又は使用する施設等のほか、伝統的建築物その他の文化的価値の高い建築物又は博物館内の文化財を収蔵若しくは展示する施設など、当該建築物に求められる機能や防犯上等の観点から、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されるものについては木造化を推進する対象としないものとする。

なお、平成 27 年 6 月に施行された建築基準法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 54 号）により、3 階建ての木造の学校や延べ面積 3,000 平方メートルを超える木造建築物等について、一定の防火措置を行うことで主要構造部の木材を防火被覆せずに見せながら使える準耐火構造等での建築が可能となったことから、当該基準の見直しに係る公共建築物についても、積極的に木造化を推進するものとする。

また、建築基準法等において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められる公共建築物であっても、近年進展の見られる木材の耐火性等に関する技術開発の進捗や木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、木質耐火部材の活用等により木造化が可能と判断されるものについては木造化を図るよう努めるものとする。

さらに、平成 28 年 3 月及び 4 月には、CLT に関する建築基準法に基づく告示（強度、一般的な設計方法等）が公布・施行され、これにより、一般的な CLT パネル工法による建築物については国土交通大臣による個別の認定が不要となり通常の建築確認手続で建築できるようになるとともに、CLT 等の面材を燃えしろ設計で利用できるようになった。これらを踏まえ、同工法の採用や部分的な CLT の活用により、木材の利用の促進の契機となることが期待される公共建築物についても、木造化を促進するものとする。

4 木材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立

公共建築物における木材の利用の促進に当たっては、森林の有する多面的機能の発揮と森林資源の持続的かつ循環的な利用を促進するため、無秩序な伐採を防止するとともに的確な再造林を確保するなど、木材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立を図ることが重要である。

このため、林業従事者、木材製造業者その他の関係者は、国、県又は市が講ずる関連施策に協力しつつ、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）に基づく森林計画等に従った伐採及び伐採後の再造林等の適切な森林施業の確保並びに合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 48 号。以下「クリーンウッド法」という。）第 2 条第 2 項に規定する合法伐採木材等の円滑な供給の確保を図るものとする。

また、建築物を整備する者は、その整備する建築物において木材を利用するに当たっては、クリーンウッド法の趣旨を踏まえるとともに、国等による環境物品等の調達の推

進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号。以下「グリーン購入法」という。）第 2 条第 1 項に規定する環境物品等に該当するものを選択するよう努めるものとする。

第 3 市が整備する公共建築物における木材の利用の目標

市は、その整備する公共建築物のうち、第 2 の 2 (3) の積極的に木造化を推進する公共建築物の範囲に該当する低層の公共建築物について、木造化を検討するものとする。

また、市は、その整備する公共建築物について、高層・低層にかかわらず、直接市民が利用する機会が多いと考えられる部分を中心に、内装等の木質化を図ることが適切と判断される部分について、内装等の木質化を推進するものとする。

さらに、市は、その整備する公共建築物において、木材を原材料として使用した備品及び消耗品の利用を推進するものとする。

砂防・治山・河川・公園・道路等公共事業においても、豊かな生活環境や自然環境を保全するため間伐材の利用促進を推進するものとする。

なお、木造化や内装等の木質化に当たっては、技術開発の進捗や木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえたうえで、CLT や木質耐火部材等新たな木質部材の活用を検討し、利用促進を図ることで、市以外の者が整備する公共建築物への積極的な木材の活用を促進するものとする。

第 4 その他建築物における木材の利用の促進に関し必要な事項

- 1 市以外の者が整備する公共性の高い建築物においても、木材が利用されるよう建築主に理解と協力を得るよう努める。
- 2 市は公共建築物における木材の利用を促進するため、市役所内関係部局間の連絡、調整等を円滑に行う。この場合の庶務は農林水産課が行うものとする。
- 3 本方針の公共施設等における木造化・木質化を推進する具体的な対象施設等は別紙 1 のとおりとする。
- 4 公共建築物における木材の利用状況や情勢の変化に鑑み、必要が生じた場合は、市方針を変更することとする。

附 則

この市方針は、平成 24 年 3 月 30 日から適用する。

附 則

この市方針は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この市方針は、令和 7 年 9 月 16 日から適用する。

(別紙１)

木造化・木質化を推進する対象施設等

区 分	木造化・木質化を推進する対象施設
木造化の推進	○小学校、中学校、保育所、幼稚園の校舎、体育館等 ○病院・診療所等 ○養護施設、福祉施設、老人ホーム等 ○集会施設、スポーツ、武道、文化施設等 ○観光保養施設、種々管理事務所等 ○公営住宅 ○公共建築物以外の一般建築物 * 市民等の利用形態や用途、周辺環境との調和などから木造化が適当であり、木造にふさわしい施設 * 公共建築物のみならず、これまで木材の利用が低位であった、非住宅の建築物や中高層建築物を含めた建築物全体を対象
木質化の推進	○上記「木造化の推進」欄の施設のうち非木造施設の内装等 * 高齢者や児童生徒が利用することが多く、滞在時間が長くなるなどのために室内環境を重視することが必要な施設
木製品の導入の推進	○市施設の机、椅子、応接家具、書架、決裁箱、標識、ネームプレート等事務用品 ○小中学校等教育施設の机・椅子、書架等 * 優しい執務環境づくりに適切であるとともに、身近な物品への木材利用を市民に対して啓蒙できる事務用品
公共事業での間伐材の利用推進	○休憩施設、遊具、ベンチ、緑化支柱、歩道、階段等の公園施設関係 ○よう壁工、法面保護工、水路工、護岸工、種々柵工、堰堤、沈床工、杭打ち工等治山・河川施設関係 ○落下防止柵、防音壁、ガードレール、標識、歩道橋、側溝蓋等道路施設関係 * 市民等施設利用者の安全、動植物棲息の促進による生態系の保護、景観維持等に配慮を要する施設